

**令和7年
第8回那須塩原市教育委員会
定例会 会議録**

那須塩原市教育委員会

期日：令和7（2025）年7月31日（木）
会場：西那須野庁舎3階 304会議室

那須塩原市教育委員会定例会

1 期日

- 令和7（2025）年7月31日（木）
 - ・開会：午後3時00分
 - ・閉会：午後4時40分

2 会場

- 西那須野庁舎 3階 304会議室

3 出席委員

- 教育長 月井 祐二
- 委員 白井 祥朗
- 委員 神島 仁誓
- 委員 大澤 真弓
- 委員 田村 伸之
- 委員 君島 知美

※会議録署名委員

第7回教育委員会定例会 白井 祥朗 委員、君島 知美 委員

4 説明のため出席した事務局職員

- 教育部長 田代 宰士
- 教育総務課長 宇賀神 晶子
- 学校教育課長 大藏 裕
- 生涯学習課長 伊藤 隆
- スポーツ振興課長 東泉 秀幸

5 事務局職員

- 教育総務課長補佐 小池 雅之
- 学校教育課副参事 金子 章
- 学校教育課長補佐兼学校支援教職員係長 高野 幸大
- スポーツ振興課長補佐兼スポーツ振興係長 関谷 和俊

6 傍聴人

- 1人

7 教育長報告

- 非公開

8 付議事件

区分	案件名	担当課
議案第32号	那須塩原市スポーツ推進委員の委嘱について	スポーツ振興課
議案第33号	那須塩原市教育委員会公印規程の一部改正について	教育総務課
議案第34号	那須塩原市共同学校事務室の運営等に関する規程の一部改正について	教育総務課
議案第35号	那須塩原市児童生徒サポートセンター条例施行規則の一部改正について	学校教育課
議案第36号	教示文訂正に係る生涯学習課所管施設の規則改正について	生涯学習課
議案第37号	那須塩原市立学校の施設の開放に関する条例施行規則の改正について	スポーツ振興課
議案第38号	令和8年度使用教科用図書採択について	学校教育課
報告第22号	令和7年度7月補正予算（教育費関連）の概要について	教育部
報告第23号	教示文訂正に係る生涯学習課所管施設の規則改正について	生涯学習課
報告第24号	区域外就学及び指定校変更について	学校教育課
報告第25号	令和7年度準要保護児童生徒の認定について	学校教育課

以上

■会議録

1 開会

午後3時00分、月井教育長が那須塩原市教育委員会会議規則第7条の規定に基づき、令和7年第8回那須塩原市教育委員会定例会の開会を宣言。

2 教育長挨拶

ご案内のように、昨日は非常に厳しい暑さに見舞われまして、兵庫県丹波市では日本歴代最高気温となる42.1℃を記録しました。地球温暖化ではなくて、地球灼熱化へとステージが変わりつつあることを示していると思われまます。

我々は、この現状から目をそらさずに、しっかりと環境対策に本腰を入れて取り組んでいく必要があると感じています。まだまだ酷暑が続きますので、委員の皆様方におかれましてもご自愛くださるようお願いいたします。

さて、この暑さの中ではありましたが、先週の日曜日、月曜日の二日間、大阪万博会場において那須塩原市の子どもたちが合唱を披露いたしました。姉妹都市でありますリンツ市から10名の学生さんをお招きし、合同での合唱を行うことができました。

昨年の秋からオンラインなどで練習を続け、すばらしい歌声を万博会場に響き渡らせることができましたし、子どもたちにとっても思い出に残る経験になったと思っています。

これからも那須塩原市の子どもたちが多くの貴重な体験をできるように、教育委員会としてバックアップしていきたいと考えております。

夏休みが始まって10日あまりが経過しました。これから、本市の子どもたちが関東・全国の舞台で活躍する部活動の大会なども始まります。本市の子どもたちの活躍に、どうぞエールを送っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

さて、本日は、「那須塩原市スポーツ推進委員の委嘱について」を含め議案が7件、報告案件が4件ございます。委員の皆様には、慎重かつスムーズな審議をお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

3 会議録の承認

月井教育長が令和7年第7回定例会の会議録の承認を求め、内容に異議なく、白井委員及び君島委員が会議録に署名を行った。

4 付議事件

<議案第32号>

■説明 スポーツ振興課長

【提案理由】

本案は、欠員となっていた那須塩原市スポーツ推進委員を補充するため、スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づき、那須塩原市スポーツ推進委員を委嘱するため、教育委員会の議決を求めるもの。

－資料に基づき議案の内容を説明－

■質疑等

○ 白井委員

新任のお二人の専門の種目があれば教えてください。

○ スポーツ振興課長

専門の種目は特に聞いておりませんが、小貫さんにつきましては、市のホームページでスポーツ推進委員の活動を見て、すごく良い活動なので私もやらせていただきたいと御自分から申し出があった方でございます。

○ 白井委員

素晴らしいことだと思います。普通は事務局から声をかけることが多いかと思いますがけれども、種目云々よりも、御自分からやりたいということで、非常に積極的でよろしいと思います。もしかするとたくさんの委員さんの中で、役所側が選ぶだけでなく、一定枠でそういう方がいるとまた新しい風が吹いてくるのかもしれない。

■議決

議案第32号については原案のとおり可決。

<議案第33号>

■ 説明 教育総務課長

【提案理由】

本案は、文書事務の簡素化を目的として、公印を使用する職員が、管理者の承認なく、押印すべき文書と証拠書類等を照合の上、押印できるよう改正を行うほか、所要の改正を行うもので、教育委員会の議決を求めるもの。

－資料に基づき議案の内容を説明－

■ 質疑等

○ 神島委員

提案理由の中で、公印を使用する職員が管理者の承認なく押印できると説明があったが、実際運用していく中で問題は生じないのでしょうか。

○ 教育総務課長

公印の使用状況については、各課の文書件名簿番号簿などで管理しますし、それを管理者が確認することができますので問題はありません。

○ 大澤委員

公印を押すに当たっては、それを記帳して残すということですが、それは複数人で確認することもなく、担当者が単独でそこに記帳し押印するという流れになるのかお聞きしたい。

○ 教育総務課長

まず、公印の保管される場所につきましては、職員の目に付くところに必ず置いてありまして、職員が誰もいないということはありませんので、必ず管理者の確認がなくても誰かしの目に付いているというのが一点。また、これまで公印使用簿といって、何の件で1回押しますという使用簿が使われていたところですが、市長部局で今年度当初からこれを廃止しておりまして、市長部局でも文書件名簿で確認ができるということで廃止しておりますので、問題はないと考えております。

■ 議決

議案第33号については原案のとおり可決。

<議案第34号>

■説明 教育総務課長

【提案理由】

本案は、共同学校事務室の室長、副室長等により構成される共同実施連絡会の会長及び副会長の選出方法について、規定と実際の運用が異なっていることから、実際の運用に合わせて規定を改正するもので、教育委員会の議決を求めるもの。

－資料に基づき議案の内容を説明－

■質疑等

○ 田村委員

規定とは違った運用をしているという説明があったが、ずっと運用してきた中で、なぜ今回改正に至ったのか。そういった不具合を点検する場はなかったのでしょうか。

○ 教育総務課長

この規定は、令和2年に制定しております。それまではこういった規定がない中で共同学校事務室の運営を行っていましたが、規定なく運営しているのは適切でないということで令和2年当時の実情に合わせて制定をしました。それでも実情に追い付いていない部分があったため、見直して改正するに至ったところです。

○ 月井教育長

令和2年から5年くらいこの規定でやってきたけれども、直したほうがよい部分が出てきたということですね。田村委員がお聞きになりたいのは、不具合があったかどうかということですね。

○ 田村委員

なぜ実情に合わないまま何年も点検されずにきたのか、見直しする機会がなかったからということですか。

○ 教育総務課長

実際には、事務室の運営に支障はないんですけれども、会長等の選出が規定に沿っていないというのはよくないので。

○ **月井教育長**

組織の姿が見えてきたところで、それに合わせるということですよ。

○ **神島委員**

共同学校事務室というのは、どのようなものなのでしょうか。

○ **学校教育課長**

イメージとしては、各中学校区の中で、小中学校の事務員さんがいろいろと事務処理をする中で、一緒に点検・確認をすとか、チェックしあうとかというのが一つです。また、最近では、市や県から送られてくる文書などの受付を1か所で行うといった事務軽減を図ったりしています。

○ **月井教育長**

そのリーダーとして決めているのがこの室長というわけですね。

○ **神島委員**

確かに事務軽減にはつながっているという感じですね。

○ **学校教育課長**

あとはミスの軽減にもつながっていると思います。

○ **月井教育長**

学校によっては、新人の事務員さんとか臨時採用の方がいるときに、その学校だけに任せないで、中学校区で助けていく、面倒を見ていくというのが共同学校事務なんですね。

○ **白井委員**

私も学校事務の方から話を聞いたことがあるんですが、わからないことがあっても一般の先生のように隣の先輩、後輩、同僚に聞くということができない、大きい学校は事務員が2人いるところもありますが、たいていの学校は1人しかいないので結構孤独なんですとおっしゃってました。それで、この共同学校事務室を設けることによって、勉強もできるし、情報交換や相談もできるので非常にありがたいという話は伺ったことがございます。

■ **議決**

議案第34号については原案のとおり可決。

<議案第35号>

■説明 学校教育課長

【提案理由】

本案は、地方自治法第244条の4の規定により、公の施設の利用権利に関する処分への審査請求は当該普通公共団体の長に対して行うこととされていることから、那須塩原市児童生徒サポートセンター条例施行規則の一部を改正し、関係様式の修正を行うもので、教育委員会の議決を求めるもの。

－資料に基づき議案の内容を説明－

■質疑等

○ 月井教育長

地方自治法の規定に合わせるということですが、なぜ今まで教育委員会になっていたのかというのが疑問ですね。

○ 学校教育課長

平成17年に児童生徒サポートセンターが開設されて、もうそのときの法の解釈が間違っていたということになるのですが、この間不具合はなかったのかというと、実は不許可書というのはこれまで一度も出ていないんです。理由は、そもそもこのハートフルスペースや宿泊体験館を利用するに当たっては、学校や保護者とよく話し合いをして、その上で申請するものなので、通らないということはないですし、不許可書を出したこともないということになります。

■議決

議案第35号については原案のとおり可決。

<議案第36号>

■説明 生涯学習課長

【提案理由】

本案は、一部様式の教示文に誤りがあったため、生涯学習課所管施設の条例施行規則を改正するもので、教育委員会の議決を求めるもの。

－資料に基づき議案の内容を説明－

■ 質疑等

なし

■ 議決

議案第36号については原案のとおり可決。

< 議案第37号 >

■ 説明 スポーツ振興課長

【提案理由】

本案につきましては、利用許可（不許可）決定通知書等の様式の教示文に誤りがあることが判明したことを受け、規則を改正するもので、教育委員会の議決を求めるもの。

－資料に基づき議案の内容を説明－

■ 質疑等

○ 教育長

議案第35号、36号と同様の理由ということですが、誤りがあったということでは何か不具合はなかったのでしょうか。

○ スポーツ振興課長

学校開放に関するものなのですが、子どもたちが使わない時間に限り市民の方が校庭や体育館を使えることになっております。そういった相談があった場合は、スポーツ振興課で補助しながら申請してもらいますので、これまで不許可にしたことはなく、今まで特に問題はございませんでした。

○ 月井教育長

先ほどの生涯学習課も問題はなかったということによろしいですか。

○ 生涯学習課長

問題はありませんでした。

■ 議決

議案第37号については原案のとおり可決。

<議案第38号>

■ 説明 学校教育課長

【提案理由】

本案は、令和8年度に使用する教科用図書の選定結果の通知を受けたので、別冊のとおり採択することについて、教育委員会の議決を求めるもの。
－資料に基づき議案の内容を説明－

■ 質疑等

○ 月井教育長

この議案につきましては、事前に教科書採択の協議会が開催されておりますので、そちらの会議に委員として参加していただいた君島委員から、会議の様子や感想等をお話ししていただきたいと思っております。

○ 君島委員

私は、社会の教科が好きなので、特に社会の教科書について感じたことを申し上げます。社会の教科書では、解説があって、その見開きで簡単な問題があるというように、ページ見開きでその内容が完結するという作りが、非常にわかりやすいな、工夫がされているなど感じました。地図に関しても、例えば都道府県の形があって、見開きで産業とか食べ物とかの解説があるので、見開きで楽しく学習ができる工夫がされているので、とても内容が良いなど思いました。ただ、去年普通学級の選定をやらせていただいたときに、タブレット学習に沿ってQRコードがいろんなページにあって、さらに興味を引く、読んでいて楽しいなという印象があったのですが、特別支援学級の教科書はQRコードが少ないなという印象を受けたので、そこは少し気になりました。

○ 月井教育長

私も委員として参加しておりましたので、いくつかお話ししたいと思っておりますが、君島委員がおっしゃられたように、今、時代の流れとして、目から入る情報、ビジュアルを非常に大事にしているところです。昨年度までの小学校や中学校の教科用図書の採択の時にも教科書にかなりQRコードが採用されていて、動

画や画像にとぶ、頻繁にそういった機会がある作りだと感じていましたけれども、特別支援学級用のものはどちらかというと、ビジュアルも豊富ではあるのですが、QRコードでとぶ作りというのをあまり意識されていないと感じたところです。これから特別支援学級用の図書についてもそういう流れが加速していくのかなというふうに思いますけれども、感想としては君島委員と同じものです。あと少しびっくりしたのは、今回社会科の教科書で、昨年まで使用していたものでやめたものがありました。なぜやめたのかというと、教科書内で使われている文言が、例えば「看護師」を「看護婦」と表記しているとか、今の時代のキャリア教育的視点からすると時代遅れなものが現実に今年度も使われているということ、特に特別支援のお子さんであるからこそ、時代の流れの中で必要な情報というのはきちんと教えてあげてほしいと思ったので、今回削除して新しい教科書を入れていくことに対しては、調査員の方がよく点検した結果だと思いました。いわゆる一般図書の場合には、文科省の検定を受けているわけではないので、どうやって今の時代に即したものになっているかきちんと見極めていく、調査員さんたちの実力が重要だと感じたところでした。

感想は以上ですが、お手元にある資料のような形で、特別支援学級の使用教科書、協議会での結論、選定結果がございますので御覧ください。何か御質問などがございましたら、私と君島委員で答えられることについてはお答えしたいと思います。

○ 田村委員

特別支援の児童の性質といいますか、幅広い支援・指導が必要という現状からして、今回の選択に当たって御苦労された点、難しかった部分はあったのでしょうか。

○ 君島委員

昨年が普通学級で、今年が特別支援学級だったんですけど、最後に教育長が学校の教員でない委員もいるので、いろんな用語とかを説明してあると良いなど話されていたのですが、私も聴覚障害とかの区分がよくわからなくて、疑問が残ったままとりあえず一通り読みましたが、聴覚障害の方、知的障害の方を先生はどうやって指導を分けているのか、どのように学級を兼ねているのかといったところがわからず正直疑問に感じたところでした。

○ 月井教育長

お答えになるかわかりませんが、別冊資料の2ページのところ、国語を御覧いただくと、上から2段目に、文部科学省の著作教科書という欄がありますね。そこに黒ダイヤで、「4 展示」とあると思います。実は、那須町さんにはほぼ全盲のお子さんが就学しているんです。特別支援学級で過ごしているんですけど、一人では動くことも難しいお子さんなので、補助の先生が付いています。そのため、那須町、那須塩原市の採択地区協議会としては、著作教科書の中に点字の教科書も採択しているわけです。障害の種別も多岐に渡っている中で、いわゆる特別支援学校ではなく通常の学校の特別支援学級で生活しているお子様方、障害の種別とか程度の軽重もいろんな方がいる中で、どういう教科書を選ぶのかというのはすごく難しいことだと思っています。君島委員がおっしゃったように採択に関わっていただいているPTA会長さんとか一般の方が、この検定済み教科書と文部科学省著作教科書と一般図書の違いがわかるのかというところに触れさせていただいて、次年度からは1回目の採択地区協議会の時に、こういう用語について十分共通理解をしてから選定に入りましょうという話をさせてもらいました。正直に申し上げて、今公立学校に学んでいるお子さんの障害の種別が多岐に渡っているというのが現状です。

○ 白井委員

7月初めに計画訪問がありまして、私は黒磯地区の小学校の計画訪問にいったまいました。そのときも本当に良い学校で皆さん頑張っていて、特別支援の生徒さんが多くてクラスによっては教員3名で、一桁の生徒さんのところに入っていて、通常の学級だと決まった教科書を一つ使えばいいところを、見ていると一人一人が違うなと思いました。そういった意味でこれだけたくさんの教科書を使っていく。また、先生方も通常学級と違って、お子さんの学びに合わせていくことは本当に大変なことだと思いました。生徒さんが減っている中で、特別支援学級だけが毎年増えていっている。そして特別支援の先生がなかなか足りないということ。いろんなところに結びついていくのかなと思います。あとは目が不自由な生徒さんがいるということで、前回の教科書採択でちょっと言ったんですけど、教科書会社さんのいろいろな工夫を見ると、一人の生徒も取りこぼさないという教科書会社の意気込みもありますし、那須町にお一人でも残していかないという教科書採択協議会の雰囲気も聞きまして、大変安心したというか、本当に真剣に考えてくださっていてありがたいことだなと感想を持ちました。

■ 議決

議案第38号については原案のとおり可決。

<報告第22号>

■ 説明 教育部長

【提案理由】

本件は、令和7年7月那須塩原市議会臨時会議において可決された令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）の概要について、教育委員会に報告するもの。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

■ 質疑等

○ 月井教育長

大変御迷惑をお掛けして申し訳ありませんでしたが、森高千里さんと三山ひろしさんのコンサートは、両方無事に終了できました。直さねばならぬもので、こういった金額となります。

○ 白井委員

吉本興業さんのライブの前日に故障したということで、御迷惑を掛けたこともあって本当に大変だったと思います。大きなコンサートは何とか無事に済んだということなんですが、一つだけ質問です。確か文化会館は、栃の葉国体の頃にできたかと思います。年数も経っていて、ここ数年は毎年、黒磯文化会館の修繕が結構かかっているということを何かの会議の時に申し上げたことがあります。そういった中で、このお金は修繕して直したのか、エアコンを全部新しくしたのか、どちらなのでしょう。

○ 生涯学習課長

今回の修繕については、丸々取り替えるということではなく、車で例えれば、エンジンはしっかりしているので、いわゆるピストンとかシリンダーを交換するという形の修繕です。部品の交換ですが、部品が相当多いので金額が大きくなっているというところです。

○ 白井委員

那須塩原市内で市民の皆さんを千人単位で集められる場所というのが何しろ文化会館しかありません。三島ホールは小さすぎますし、ハーモニーホールは音楽を聴くのを専門に作っていて客席数が少なくて駐車場も狭いということもあって、文化会館を直しながらいくしかないんだろうなと思いますけれども、また急に何かというふうになりますと本当に面食らってしまいますので、メンテナンスだけはお願いしたいなと思います。

<報告第23号>

■ 説明 生涯学習課長

【提案理由】

本件は、一部様式の教示文に誤りがあったため、生涯学習課所管施設の条例施行規則を改正するもので、教育委員会に報告するもの。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

■ 質疑等

なし

<報告第24号、第25号>

■ 説明 学校教育課長 ※関連があるためまとめて説明を実施

【報告理由】

本件は、申請のあった区域外就学及び指定校変更について、審査結果を教育委員会に報告するもの。

また、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者から提出された準要保護認定の申請について、内容を審査した結果、準要保護者に認定することに決定したので、教育委員会に報告するもの。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

■ 質疑

○ 白井委員

40ページの小規模特認校の就学について、取消件数に1と入っているのですが、あまり今までなかったようなので、どんなケースか説明できればお願いします。

○ 学校教育課長

就学を希望したのですが、合わなかったということで取消になったものです。

5 教育長報告

教育長報告については、特定の個人に関する情報が含まれているため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、非公開とすることで全会一致。

(傍聴者退室)

(内容非公開)

6 その他

<学校(先生)との連絡方法について>

略

7 閉会

午後4時40分、予定していた付議事件については、全て終了したため、月井教育長が令和7年第8回教育委員会定例会の閉会を宣言。

以上